

2026年3月23日

各位

長野都市ガス株式会社

千曲坂城消防組合・長野都市ガス株式会社との

「ガス漏れ事故等防止対策及び火災予防啓発の連携に関する協定」の締結について

長野都市ガス株式会社（社長：中山 潔 以下、長野都市ガス）は、千曲坂城消防組合（管理者：千曲市長、小川 修一）と「ガス漏れ事故等防止対策及び火災予防啓発の連携に関する」協定（以下、本協定）を締結いたします。

本協定は2者の連携により、ガス漏れ事故を未然に防ぐ活動、事故が起こった際に2次災害を可能なかぎり抑えるための訓練、双方の強みを生かしたより多くの方への注意喚起やPRにより、住宅防火の推進を図り、住民の安心・安全に資することを目的としています。

◇ 本協定の締結への期待

1. ガス事故防止対策の連携について

都市ガス物件において火災等の事故が発生した際に、2次災害による被害を最小限に留めるための合同訓練や体制整備を実施してまいります。特に大規模物件に設置されている「引き込み管ガス遮断バルブ（※）」の位置や閉止方法を消防とガス会社で共有することで、火災等の事故発生時における速やかなガス遮断を目指します。

※ この「引き込み管ガス遮断バルブ」を緊急時に閉止することで、建物へのガス供給が遮断されます。

2. 火災予防にかかわる啓発の連携について

長野都市ガスでは、日頃より、ガス機器の安全なご使用方法について広報活動を行っております。本協定の締結により、千曲坂城消防組合と連携した広報活動を行うことで、広く地域の皆さまへ関心を持っていただける発信となることを期待しております。

また長野都市ガスでは、お客さまへガス漏れ警報器の設置をお勧めしています。千曲坂城消防組合の取り組む「住宅用火災警報器の普及」と連携することで、広く地域の皆さまへ発信してまいります。

◇ 住宅用火災警報器の設置率は80%（2025年6月1日時点 千曲坂城消防組合管内）

千曲坂城消防組合管内の住宅用火災警報器の設置率は80%です。また条例適合率は69%です。

（総務省消防庁 住宅用火災警報器の設置率

https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/info/install_rate.html)

千曲坂城消防組合火災予防条例では、「就寝の用に供する居室」「就寝の用に供する居室が2階以上の階にある場合は、直下階に通じる階段の上端」に住宅用火災警報器の設置が義務付けされています。

近年の住宅火災による死者の発生状況を経過別にみると、逃げ遅れが最も多く、全体の約6割を占めています。消防庁において、住宅火災における被害状況を分析したところ、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されて

いない場合に比べ、死者数と損害額は半減、焼損床面積は約6割減した結果となりました。

住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや、損失の拡大リスクが大幅に減少します。

(総務省消防庁 住宅用火災警報器 Q&A https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/qa/)

◇ ガス事業法に基づく法定点検

都市ガス事業者は、法令に基づきガス設備（配管・ガス機器）の定期点検を4年に1回（※）実施しています。

※ 地下室がある大規模な物件については、事業法で1年に1回の点検を実施しています。

（日本ガス協会 動画 受けて安心！「都市ガスの定期点検」<https://www.gas.or.jp/anzen/movie.html>）

ガス会社の「強み」は、この定期点検の際の地域の皆さまとの接点機会です。本協定では、この接点機会の際に「火災予防の啓発」や「住宅用火災警報器の適切な設置と更新のご説明」を長野都市ガスでも実施していくことをポイントの1つとしています。

以上